

**第1回 芦屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会
会議要旨**

日 時	令和元年12月23日(月) 午前10時～午前12時
場 所	芦屋市役所 分庁舎2階 大会議室1, 2
出席者	<p>会 長 大塚毅彦</p> <p>副会長 石塚裕子</p> <p>委 員 賀集律子, 川根教子, 朝倉己作, 能瀬仁美, 七村千里男, 中島洋子 小谷雅彦(代理), 吉岡徹郎, 苫田彰宏, 高村裕一(代理) 松尾富貴, 辻正彦, 安達昌宏</p> <p>事務局 山城都市建設部参事, 辻都市整備課主幹, 柴田都市整備課主査 濱砂都市整備課係員, 小栗都市計画課係長, 桑山都市計画課係員</p>
事務局	都市建設部都市計画課
会議の公開	■ 公 開
傍聴者数	なし

1 会議次第

- 1 開 会
- 2 市長挨拶
- 3 委嘱状交付
- 4 委員紹介
- 5 事務局紹介
- 6 会長及び副会長の選任
- 7 議 題
 - (1) バリアフリー基本構想とは
 - (2) JR芦屋駅周辺地区におけるバリアフリー基本構想について
 - (3) 基本構想策定のスケジュール
 - (4) 本市及びJR芦屋駅周辺地区の概況
- 8 その他
- 9 閉 会

2 協議経過

1 開 会

事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまから芦屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会を開催させていただきます。

まず初めに、本日の資料の確認をさせていただきます。お席のほうに、会議次第、「令和元年度第1回芦屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会資料」と書いております冊子、協議会委員名簿、出席者名簿、座席表、情報公開条例の抜粋資料、平成19年度に阪神芦屋駅・市役所周辺地区で策定しましたバリアフリー基本構想の概要、以上と、各委員様宛ての委嘱状を配付させていただきます。

次に、会議の公開についての取り扱いについて説明いたします。本会議は原則公開とし、議事録等については本市のホームページで公開いたします。傍聴については、原則、希望する方の入室を認めるものとしますが、個人情報等非公開情報を含む会議の場合は、会議冒頭で諮らせていただきます。

それでは、早速会議に入らせていただきますが、本協議会の設置要綱では、会議につきましては、会長が議長となり、進行をお願いすることとなっておりますが、本日は第1回の会議でございますので、会議次第の6、会長及び副会長の選任まで事務局のほうで進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、会議次第の2つ目でございます。協議会の開催に当たりまして、芦屋市長よりご挨拶をさせていただきます。よろしく申し上げます。

2 市長挨拶

市長

おはようございます。本日は、皆様お忙しい中、芦屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会にご出席を賜りまして、ありがとうございます。私は、この6月に芦屋市長に就任をいたしました伊藤舞でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本市は、山と海に囲まれました自然環境が豊かな国際文化住宅都市として政策を進めている状況でございます。市全体の魅力を活用しました芸術・文化・スポーツなどを通じまして、日常生活を豊かに彩り、そして、芦屋の日常を楽しむことができるまちづくりを進めていきたいと思っております。その中で、現在、JR芦屋駅南地区におきまして、本市の玄関口としてふさわしい落ち着きやゆとりのある環境を整え、また、交通の利便性・安全性の高いまちづくりを進めようとしている最中でございます。

本日よりご協議をお願いいたします交通バリアフリー基本構想につきましては、JR芦屋駅南地区のまちづくりに併せまして、本市の中心であるJR芦屋駅周辺においてさらなる安全・安心のまちづくりを進めていく

ため、このたび協議会委員としてご就任をいただきました委員の皆様をはじめといたしまして、関係機関、各団体、市民の皆様のご協力をいただきながら作成をしまいたいと考えております。

今後とも本市が国際文化住宅都市としてさらにふさわしい魅力的なまちづくりへと成熟していきますよう、皆様にはご指導・ご尽力を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

なお、J R 芦屋駅南地区では既に駅舎の改良工事が進められておりまして、使い勝手が悪く、安全性の確保など、もっと工夫をしていかなければいけない状況にありますことはおわびを申し上げさせていただきたいと思っておりますが、今後は改善を目指していきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

3 委嘱状交付

事務局

続きまして、委嘱状交付についてですが、先ほど資料とともにご確認いただきましたが、皆様のお席のほうにあらかじめ委嘱状を配付させていただいております。恐れ入りますが、これをもって委嘱状の交付とさせていただきます。

4 委員紹介

事務局

続きまして、会議次第4番目の委員紹介に入らせていただきます。

委員

自己紹介

事務局

委員の皆様、ご挨拶ありがとうございました。

5 事務局紹介

事務局

続きまして、会議次第5番目の事務局紹介に入らせていただきます。

事務局

自己紹介

なお、市道路管理者の辻委員は、ほかの公務のため途中一時退席させていただきますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

6 会長及び副会長の選任

事務局

続きまして、会議次第6番目、会長・副会長の選任に移らせていただきます。

芦屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱におきましては、会長は委員の互選により、また、副会長は会長が指名することとなっておりますが、皆様にご異議がなければ、事務局から事前にお問い合わせしております方に指名推選をさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局

ありがとうございます。

それでは、会長には学識経験者の大塚委員、副会長には同じく学識経験者の石塚委員を推選させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局

ありがとうございます。

それでは、会長には大塚委員、副会長には石塚委員ということで決定させていただきます。

それでは、大塚会長にこの後の議事進行をお願いいたします。

会長

会長を務めさせていただきます大塚と申します。議事に入る前に、この交通バリアフリー法は、2006年の12月に制定されて、途中バリアフリー新法という形になりまして、2018年に新法の一部が改正されました。その中に、基本理念といたしまして、共生社会の実現、社会障壁の除去ということと、ハード、ソフトの一体的な取り組み、これが理念として掲げられているということで、バリアフリーのまちづくりに向けました地域の取り組みも強化されるようになりました。

そういうところで、市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープランのような制度を創出しまして、これは基本計画の前段階の計画ですが、それぞれの市町の特徴に応じて色々なことがより可能になったというところでございます。

今回はJR芦屋駅周辺を中心ということですが、前回は阪神芦屋駅・市役所周辺地区で策定しておりますので、そちらのほうの基本理念も生かしつつ、さらに良い計画を策定していきたいと思っております。それには、今日ご出席いただいております当事者の皆様、交通関係者の皆様、あるいは県、芦屋市職員の皆様の色々な忌憚のない意見をご頂戴して、さらに良いものにしていきたいと思っております。副会長に就任していただいております石塚先生は、豊中市の協議会ですとか、最近はバリアフリーツーリズムの面とか、多方面でご活躍されておりますので、私と石塚先生ともども頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、冒頭事務局より説明がございましたが、会議につきましては原則公開ということになっております。本日傍聴者はおられますでしょうか。

事務局

本日、傍聴希望者はございません。

会長

それでは、次第の7番目、議事に移りたいと思っております。

7 議 題

(1) バリアフリー基本構想とは

会長

本日の議事は、会議次第に記載されておりますとおりでございます。できる限り円滑に議事を進行させていただきたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議題(1)バリアフリー基本構想とは何かということで、事務局から説明よろしく願いいたします。

事務局

よろしくお願いいたします。

次第における議事の(1)と(2)は私のほうから、(3)と(4)は担当のほうからご説明させていただきます。

それでは、議事の(1)「バリアフリー基本構想とは」についてご説明いたします。

既にご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、バリアフリー基本構想とはどういったものなのか、簡単にご説明させていただいたうえで、詳細に入ってまいりたいと考えております。

バリアフリー基本構想は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」いわゆる「バリアフリー法」によって定義されています。条文では「移動等円滑化基本構想」と呼称されておりますが、便宜上よく知られている「バリアフリー基本構想」という名称で説明を進めてまいります。

内容についてはお手元の資料に沿ってご説明いたします。資料①、1-1ページをご覧ください。

まず「1 概要」でございますが、駅や空港等、多数の方が利用する旅客施設を中心とした地区等、これを「重点整備地区」と言いますが、この地区において、交通機関や建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めるために市町村が作成する基本的な構想を指します。

次に「2 目的」ですが、既存施設のバリアフリー化と合わせ、「生活関連施設」と呼ばれる高齢者や障がい者を含む多数の方が利用する施設を結ぶ経路、これを「生活関連経路」と言いますが、それらの面的・一体的なバリアフリー化を図ることを目的としています。

続いて「3 明示すべき事項」として、基本構想に定める内容が法により決まっておりますので、主なものを順にご説明いたします。

まず「(1) 重点整備地区の位置・区域」については、基本構想を定める地区の範囲や面積等について明記します。

次に「(2) 生活関連施設及び生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項」については、多数の方が利用する生活関連施設を結ぶ生活関連経路の設定や、そこにおける課題等を踏まえた整備方針等を記載します。

「(3)移動等円滑化のために実施すべき特定事業に関する事項」については、バリアフリー化のために行う具体的な措置としてエレベーターやエスカレーターの設置や道路拡幅・改修等、これを「特定事業」と言いますが、対象施設や事業者名、整備内容等を記載します。

「(4) 市街地再開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項等」については、先ほどご説明しました特定事業と合わせて実施される他の事業、市街地再開発事業等があった場合は、その事業の種類や位置、区域、そこで実施されるバリアフリー対策等を記載します。

次に「4 協議会」ですが、基本構想の作成に関する協議や実施に係る連絡調整を行う機関として、有識者、施設利用者、施設管理者、交通事業者、行政関係者などで構成されます。先ほどご説明しました基本構想に明示すべき事項や内容についても、協議会のご意見をお伺いしながら進めることとなります。

次に「5 特定事業計画」ですが、先ほども少し触れました「特定事業」は、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業の6種類がございます。基本構想にこれらの特定事業を定めた場合、各事業実施者が「特定事業計画」を作成し、計画的に特定事業を実施していくことが求められます。

最後に「6 進行管理と事後評価」ですが、基本構想を作成したとしてもそれで終わりではなく、概ね5年ごとの見直しや改善を図る、段階的・継続的な取組が求められます。それらスパイラルアップのサイクルを構築するために、基本構想の検討段階から参画いただいている協議会の知見を活用していくことが、最も効果的であるとされています。

資料の1-2, 1-3ページには、バリアフリー法の抜粋としまして、バリアフリー基本構想及び協議会に係る条文を記載しております。参考資料としてご確認いただければと思います。

説明は以上です。

会長

バリアフリー基本構想とはということで概要を、市から説明していただきましたが、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

副会長

事務局から非常にシンプルにわかりやすくご説明をいただいたと思いますが、基本構想の骨子をご説明いただいたとおり、どちらかというハード整備を中心に区域を定め、事業を定めていくことをしないといけないのですよとおっしゃったと思いますが、それは一番大事な骨子の部分です。

ただ、バリアフリー基本構想は、冒頭の会長のご挨拶にもあったように、共生社会の実現と社会的な障壁を除去していくためにつくっていくもの

ですから、ハードだけでは完全に社会の色々なバリアというのは取れないのです。特に先ほどの知的障がいの方々であったりとか、精神障がいの方々であったりというのは、中々ハードで色々な社会的な障壁を取り除けるかという、そうではないですよ。

そういう意味で、ソフトの部分も含めてこの基本構想には位置づけていくこととなりますので、もちろんハードのことは中心で必要ですけれども、ソフトのことも具体的に、できるだけこれからどういうことをしているかといけないのかということもぜひご意見をいただきたいと思えます。

会長

日常の生活の中で気がつかれたこととか感じておられることをこの協議会の中でご発言いただければと思っております。

また後でもご意見を賜る時間がありますので、先に次の議題であります J R 芦屋駅周辺地区におけるバリアフリー基本構想についてという説明をお願いいたします。

(2) J R 芦屋駅周辺地区におけるバリアフリー基本構想について

事務局

それでは、議事の(2)「J R 芦屋駅周辺地区におけるバリアフリー基本構想について」ご説明いたします。

本市においては、阪神芦屋駅を中心としたおよそ 500 メートルの範囲において、平成 19 年にバリアフリー基本構想を策定しております。お手元にその概要版をお配りしておりますので、参考資料としてご確認いただければと思います。

このたび、新たに J R 芦屋駅の周辺を対象としたバリアフリー基本構想を策定する必要性やその方向性について、資料に沿ってご説明させていただきます。資料②、2-1 ページをご覧ください。

最初に「1 目的」ですが、J R 芦屋駅南地区の再開発事業に伴い、この地区一帯について、J R 芦屋駅を拠点に回遊性を高め、多数の方が行き交う活気あふれるまちにしたいと考えております。それと併せて、高齢者の方や障がい者の方の日常生活や社会生活を確保するため、今以上に使いやすい施設、通りやすい道とすることが必要不可欠です。このため、バリアフリー基本構想を策定し、再開発区域のみならず、周辺一帯を計画的にバリアフリー化していくことにより、誰もが住みやすいまちの実現を目指します。

次に「2 進め方」について、先ほどもご紹介させていただきましたが、平成 19 年に阪神芦屋駅・市役所周辺地区において、「芦屋市交通バリアフリー基本構想」を策定しております。お手元の概要版の 3 ページをご覧

いただけますでしょうか。ここに記載しております基本理念と基本方針については、阪神芦屋駅周辺だけではなく、本市の全域において適用すべき基準となると考えておりますので、J R 芦屋駅周辺においても、この内容に基づいて調査や検討を行ってまいります。

また、構想案の作成においては、関係団体の協力を得ながら、まちあるきやヒアリングを実施する予定です。直接高齢者の方や障がい者の方から、地域における問題をお聞きしたり、実際に地域を歩いてみることで、施設や道路を再点検したり、といった手法により、まずは地域の課題を抽出していきたいと考えています。それらの結果を踏まえ、本協議会の皆様からご意見やご助言をいただきながら、利用者の意見が十分に反映された構想案を作成してまいります。

次に「3 本協議会の位置づけ」ですが、「芦屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱」を本年10月1日から施行しております。要綱の本文は、2-2、2-3ページに掲載しておりますので、参考にご覧ください。

最後に「4 上位計画・関連計画等」ですが、総合計画や都市計画マスタープランなど、本市のまちづくりの根幹となる既存の計画においても、バリアフリー化の重要性が多数言及されています。

資料の2-4から2-6ページには、第4次芦屋市総合計画後期基本計画の抜粋を掲載しております。目標とする10年後の本市の姿を実現するため、道路や公園などの公共空間に加え、様々な人が利用する建物のバリアフリー化が必要であると位置づけています。

資料の2-7、2-8ページには、都市計画マスタープランの抜粋を記載しており、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの普及・啓発を実施していくとしております。特にJ R 芦屋駅周辺については、「まちの顔にふさわしいユニバーサルデザインの商業空間の創出」を目指す地域として位置づけておりますので、本構想の検討の際にも、ユニバーサルデザインの導入は一定必要であると考えております。

資料の2-9から2-12ページには、芦屋市総合交通戦略の抜粋を記載しております。J R 芦屋駅周辺においては、南地区の再開発に加え、北側でのバリアフリーに係る課題抽出、再整備の必要性にも触れております。再開発については、交通上の課題を整理できる対策として、詳しく記載しておりますが、立体横断通路の設置や、J R 駅舎の改良におけるエスカレーターの設置などは、バリアフリー化やユニバーサルデザインの普及においても、大きな役割を持つものと思われま。

今後、構想を検討するにあたっては、これらの計画との整合性も図りな

がら、市全体で取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上です。

会長

要点をご説明していただきました。平成19年度に策定された基本構想の基本理念、基本方針もすばらしいものですが、もう十数年経過しておりますので、先ほど申しましたように法律の方もできることが増えたり、社会情勢等々も変わってきておりますので、ここの部分も色々検討をしていただきたいと思いますと思っております。

今までの説明の中でまだ内容が良くわからないとか、語句はどういうことなのか、忌憚のないご意見をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

副会長

基礎情報の確認をさせていただきたいのですが、この基本構想の上位計画になる総合計画とか都市計画マスタープランの目標年次は何年ですか。

事務局

まず、芦屋市の総合計画につきましては、後期の基本計画ですと平成28年度から平成32年度となっております。

都市計画マスタープランにつきましては、平成32年度が計画目標年次となっております。

副会長

来年見直すということですね。

ということは、当協議会で検討されたものが次の上位計画に反映されていく可能性は十分にあると思います。よって、今、会長がおっしゃったように、その基本方針そのものも、もう一度しっかり見直すというか、バージョンアップさせるということがとても大事だと思うので、ぜひ皆さん、日々の生活で感じられていることを率直にご発言いただいて、それをどう基本方針に埋め込んでいくのかというのはもちろん事務局が知恵を出してくださると思うので、色々ご意見いただきたいと思いますと思います。

特に、これは少し話がずれますけれども、都市計画マスタープランの中で福祉のまちづくり方針というのが2-7ページにご紹介されています。このように、これまではバリアフリーとかユニバーサルデザインの方針というのは福祉のまちづくりの方針として1つにまとめられています。ただ、本当のバリアフリーのまちづくりを実現しようと思うと、全ての分野においてバリアフリーの視点がどう反映されているのかというのが必要で、例えば都市計画マスタープランや総合計画の中では、災害時への備えというページももちろんあるわけです。では、防災の方針のところ、バリアフリーは位置づけられているかということ、意外に位置づけられていなくて、見落とされている部分があります。耐震化は位置づけられているけれども、避難所のバリアフリー化は位置づけられていないとかです。

そういうふうに、あらゆる分野でバリアフリーやユニバーサルデザイン

がちゃんと配慮されているのかというチェックが多分必要だと思うので、その根幹として、この基本構想の中の基本方針の中でどれだけ謳い込めるかというのが大事かなと思っていますので、今日すぐにとというのは難しいかもしれないですけど、ぜひご意見いただけたらと思います。

会長

副会長からもありましたように、今の時代は総合戦略です。交通だけでなく、住宅も含めて、福祉も含めて、あるいは医療とかレクリエーションとか。そういったものも横断的に色々なところと調整しながら策定するという時代になっております。もちろん芦屋市の総合計画、上位計画とも調整しながら、この計画が策定されるのは一番先です。そこにもインパクトが出るような案としていきたいと思います。

今日は交通バリアフリー基本構想とか、これがどういうものかということで、説明をしていただく第1回目の会議ですので、基本構想の次の議題3のスケジュールと、本市及びJR芦屋駅周辺の概況についてご説明いただいて、その後、ご出席の皆様から意見を賜りたいと思いますので、この基本構想がどのように進むのかということですが、資料の3をご説明していただいてもよろしいでしょうか。

(3) 基本構想策定のスケジュールについて

事務局

資料3につきまして第1回協議会と記載されていますように、これが本日の開催の協議会となります。

その次といたしまして、事業者の欄に書いております現地調査ですね。ここでいう事業者等といいますのは、表下段に記載のとおり、交通事業者、道路管理者、公安委員会、生活関連施設管理者など想定される特定事業の実施者を指しております。

その次といたしまして、第2回の協議会、ここで主なテーマとなるのがまちあるきの概要説明でございます。その後、まちあるきを実施いたしまして、第3回協議会を実施しようと考えております。

第3回協議会の主なものといたしましては、まちあるきの実施結果の報告として考えております。その後、各事業者さんとの協議を通じまして、実施事業の検討を行います。

その後、第4回協議会といたしまして、実施事業の決定、基本構想の素案の決定、その次にパブコメの概要説明を行おうと考えております。

その後、パブコメの実施をいたしまして、第5回の協議会といたしまして、パブコメの結果報告を行い、基本構想の策定という流れになります。

なお、スケジュールにつきましては、各委員さんとの調整の関係で前後する可能性がございます。

その次に、主体ごと、この表の縦の説明をまず行います。本協議会の1回目といたしましては、先ほど申し上げましたように第1回目の協議会が本日でございます。

第2回の協議会といたしまして実施時期は1月から2月の間を考慮しております。主な議事といたしましては、重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の候補選定、先ほど説明いたしました利用者等の方からのヒアリング調査の実施結果の報告、あるいは、まちあるきの実施概要の説明などを行います。

第3回の協議会といたしましては、3月ごろを想定しております。議事といたしましては、まちあるきの実施結果報告、重点整備地区の設定、生活関連施設及び生活関連経路の設定について考えております。

第4回協議会といたしましては、4月以降、来年度以降の話となりますが、実施すべき事業の設定、基本構想（案）の提示、市民意見募集、パブリックコメントの概要説明などを行いたいと思っております。

第5回の協議会といたしましては、来年度5月以降を考慮しておりますが、市民意見募集、パブコメの結果報告と基本構想（案）の説明などを行いたいと考えております。

次に、事務局、市ですね。市の説明といたしましては、まずは最初に現状整理、これは現在行っているところでございます。

その後に現地調査を実際に行いまして、第2回協議会に反映できるよう重点整備地区の候補提案を行います。

その後に重点整備地区の選定といたしまして、先ほど事務局より説明いたしました生活関連施設や生活関連経路を選んでいきたいと考えております。

その後、基本方針、どういうバリアフリー基本計画にするのかという基本的な考え方の設定を行いまして、どのような整備を行っていくのかという目標の設定を行います。

その後、その目標の設定に基づきまして実施事業の検討を行い、基本構想（案）の作成に至りたいと考えております。

基本構想（案）に関しましてパブリックコメントを得た上で、その各種訂正あるいは加筆を行った上で基本構想の作成へと至るという流れになります。

先ほど申しました事業者等、交通事業者さん、道路管理者さんとの話し合いに関しましては、適宜現地調査や協議・ヒアリングを行っていき、基本構想（案）あるいは基本構想に反映させていきたいと考えております。

次に、利用者等、説明が漏れていたら申しわけないですけども、この利

用者等に関しましては、この表下段に記載のとおり、今回はJ R芦屋駅という話でございますので、J R芦屋駅周辺の道路や駅などの施設の利用者、あるいは利用者の中には高齢者の方、障がい者の方、もちろん含みますけれども、あるいは自治会の方など、市民の方を中心に考えております。

この方たちに対しましては、1月から2月の間にどういったことがバリアフリーにとって障がいとなっていますかというヒアリング調査を行いまして、その後、先ほどお話ししましたまちあるきに参加していただき、実際にまちを歩いていただくことで新たな気づきというものを得たいと考えております。

その後、基本構想素案の策定に至りましては、芦屋市民全員の方に対しましてパブリックコメントを実施することで、ここが足りてない、足りている、あるいはここがちょっと不足しているよということの意見をいただく。それを得た上で基本構想をまとめていくという話にしていきたいと考えております。

スケジュールについては以上です。

会長

基本構想策定のスケジュールをご説明いただきましたが、第1回が今日で、第2回が来年1月の終わりか2月の初めですね。第3回の協議会がまちあるきの結果報告ということで、年度内に3回ありまして、それと、まちあるきを芦屋駅周辺で計画しているということになります。

それに先立って色々な福祉団体さんの代表者の方々等にヒアリング調査と、交通事業者あるいは警察の皆さんとの現地調査、事業者の方々の意見を聞いて、年度内は第3回で基本方針の策定までを目標にするという形になっております。

令和2年度ですが、協議・ヒアリング等を経て、4回目が4月の終わりか5月ぐらい、5回目に協議会。そして、パブコメ後に結果報告という予定にしております。

こういうスケジュールということと、駅周辺でまちあるきをして、実際にどうかというところを点検するというのも予定しております。このスケジュールについて、ご意見いかがでしょうか。またその具体的な日程につきましては、委員の皆様スケジュールを調整して実施したいと思っております。

特にこれはというところがありましたら、これも後でまとめてご意見をいただくことにいたしたいと思っておりますので、次の資料の4、本市及びJ R芦屋駅周辺の概況について説明をよろしくお願いいたします。

(4) 本市及びJ R芦屋駅周辺地区の概況について

資料4の説明をさせていただきます。資料4に関しましては、現在の案として出している段階ですので、各数値等については、新しいものができ次第、順次反映させていただくという形にしておりますので、現段階の案としてご確認いただけたらと思います。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

なお、資料の詳細につきましては、項目ごとに説明することはいたしませんので、また各自ご確認をお願いいたします。

それでは、まず、本市の置かれている現状についてですが、まず1つ目、位置・面積についてですけれども、神戸市、西宮市に囲まれ、南北に長い市として描かれております芦屋市ですが、東西2キロ、南北9キロということで、比較的コンパクトなまちとして阪神間でも知られているという状態でございます。

(2)人口・高齢者数(高齢化率)あるいは障がい者数の状況に関してですが、人口・世帯数については9万5,000人前後で推移しておりまして、世帯数としては4万世帯程度で推移しておる状態でございます。

高齢化率についてですが、高齢化率は昨今の社会情勢に漏れず、本市としても高齢者数は年々上昇しているという状態でございます。

次に、身体障がい者数についてですが、約3,000人前後で毎年推移しているという状態でございます。

次に、知的障がい者数につきましては、約500人程度で推移しているという状態でございます。

次に、精神障がい者数に関しましても、これは少し微増の傾向ではございますが、現在500人弱という数になっております。

要介護者数・要支援者認定数につきましても、5,000人前後で推移しているという状態でございます。

次に、交通施設の状況についてですが、まず、鉄道でございます。今回バリアフリー基本構想策定協議会のメンバーでありますJR芦屋駅に関しましては、JR芦屋駅の利用者数が最も多い数値を示しております、約5万6,000人の利用者があるという状態でございます。

次に、バスに関しましても、JR芦屋駅、これは北側になりますけれども、約8,000人という形で最も多い状態となっております。また、JR芦屋駅南側と合わせましても9,600人という値でございます、JR芦屋駅の利用者が非常に多いということがわかるデータを示してございます。

次に、主要道路網につきましては、先ほどお話しいたきましたように、2号あるいは43号という話でございますが、北から順番に山手幹線、国道2号、43号という道路が本市を通過しておりますが、この道路網の特徴

といたしましては、東西の都市間を結ぶ道路網は充実していると考えられますが、地域レベルでの南北を結ぶ道路については、なかなか線路であったり幹線道路で遮断されてしまい、アクセスしづらい状況も見受けられるという状態でございます。

次に、本バリアフリー基本構想協議会の基本テーマでありますJR芦屋駅の現況の写真を載せてございますが、バリアフリー化が進んでいる点がここで挙げられております。

その次のページでは、バリアフリー化がなかなか進んでいないよというところもありまして、ラポルテであったりとか、ロータリーの部分あるいは大原集会所の部分であったりとか、バリアフリーが進んでいる部分であったり進んでいない部分もあるということが見受けられます。

なお、次に、公共公益施設の立地状況といたしまして、半径500メートルの視点でJR芦屋駅を見た図面がついてございます。これは図面のとおりでございまして、商業施設としてはラポルテ、モンテメール、公共施設としては上宮川文化センターであったり、あと、病院といたしましてはセントマリアクリニックなどが挙げられます。

申しわけありませんが、この公共施設の欄17番老人福祉会館について、でございますが、現在この場所に社会福祉協議会はございませんので、これは資料の訂正として削除をお願いいたします。

資料の最後といたしまして、JR芦屋駅再開発事業について、その概要を説明させていただきます。

500メートル半径の資料をご確認いただきましたらわかりますように、JR芦屋駅南地区、赤枠の点線で囲っている部分がございますが、ここが今回の本市における再開発事業の事業区域となっております。

ページ4-18、JR芦屋駅南地区における再開発事業等の概要というところで、再開発事業を行うことでどういったものができるのかということを示しておりますが、簡単に説明しますと、バス・タクシー乗り場の整備、再開発ビルの建築、駅前線の拡幅といったものを主に行うように考えてございます。

なお、これは平面図ですが、最後のページにイメージ図を掲げておりますように、ペDESTリアンデッキの整備であるとか再開発ビルがどのような建物か、あるいは現在行われているJR芦屋駅の駅舎改良がどのように行われるのか、あるいはバス・タクシー乗り場がどのように整備されるのかといったことを表示しておりますので、一度ご確認をお願いします。

なお、現在も駅南側には改札に向かうためのエレベーターが設置されておりますが、ユニバーサルデザインの観点からJR芦屋駅の駅舎改良工事も

実施しております。また、駅のプラットフォームと改札の外の南北通路の階段にエスカレーターを設置することも予定しております。

説明いたしましたペDESTリアンデッキに関しましては、形状は未定でございますが、駅と再開発ビルを結ぶ形でのペDESTリアンデッキの設置というものを考えてございます。

以上のような説明したまちづくりを再開発事業としてJ R 芦屋駅の南側で実施する予定にしております。

説明は以上です。

会長 4-18の再開発事業等の概要は、大体これで確定している図面でしょうか。

事務局 概要につきましては、法的な手続も一定終わっておりますので、これで確定していると考えていただいて結構です。

会長 バス・タクシーなどの乗降場の上にペDESTリアンデッキが設置されるということですね。

事務局 ペDESTリアンデッキの概要につきましては、J R 駅舎のコンコースから再開発ビルの3階及び2階をつなぐという大まかな概要は決定しておりますが、詳細についてはまだ決定しておりません。

会長 いつごろ決まりそうですか。

事務局 今、設計の業務の手続を進めているところでございますが、おそらく来年度中になるかと考えております。

会長 そうしますと、策定協議会の中ではまだそこは未確定という部分になると考えてよろしいでしょうか。

事務局 そうです。逆にこちらでそういった色々なご意見をいただくことで、その設計に反映させていきたいと考えております。

会長 わかりました。

今、概要についてご紹介いただきました。今日はバリアフリー基本構想とは何かということと、これからのJ R 芦屋駅周辺も含めまして大事な基本構想であるということと、あと、この協議会自体がどういうスケジュールで進めるのかということと、芦屋市の状況と駅周辺地区の概況について説明していただきました。

それでは、今日は議事、4つございますけれども、基本構想についても構いませんし、日程、スケジュール等、あるいは、芦屋駅周辺の状況等で日頃感じておられることとか、色々なところからご意見をいただきたいと思えます。

委員 今日の資料で、色々ご説明いただいて、例えば重点整備地区なんていう言葉も使わないですし、まず、そこを咀嚼していくということが大切だと

思っております。日頃感じていることは皆さんと同じだと思うのですけれども、ちょっとした段差が気になるとか、道幅とか、道が斜めを向いているとか、それから、エレベーターが狭かったり。

私はJRの北側を通っているのですが、モンテメールが工事していることによって、JRに行こうと思ったら、車椅子を使う場合は、例えばコープのところからモンテメールに入るわけです。あそこは全部自動ドアではないので、そしたら、誰もいなかったらとても困るということ、車椅子を押すようになって初めて知ったということで、いかに今までの方が大変だったか。例えば介助がいなかった場合、どうしていらっしゃるのかとか、そういったことが非常に気になります。

それから、芦屋とは違うのですけれども、例えば東京駅を降りましても、エレベーターがどこなのかが良くわからなくて、どこから乗り降りしたらいいのかと。ここからではエレベーターには行けませんとか言われてしまいます。

今回こうして委員になりましたから、やはり芦屋が優しいまちであって欲しいということは非常に感じております。

会長

専門用語が非常に多いので、市民の皆さんにもわかりやすくというところに努めていきたいと思えます。

委員

JR芦屋駅周辺では不便だとか感じることはたくさんあります。特に障がいがある方とあまり普段は接することがないのですけれども、その中でも不便だと思うことがやはり駅周辺にはたくさんあります。ここにエスカレーターがあればいいのとか。なぜかという、元気な方が普通にエレベーターを使われて、すごく混んでいて、これでは本当に使いたい方が中々使う時間がないのではとか、意見がすごくあるのですが。

ただ、この会議の中でその計画案について、私たち市民はどこまで意見を出させていただいたら良いのかなど。もうエスカレーターやエレベーターをどこにつけるとか、大体のことが決まっているのかなと思うので、私たちはどこに目をつけて意見をさせていただいたら良いのかなというのがわからない状況ではあります。

会長

どこまでというよりも、むしろ忌憚のない意見を言うだけでいいですね。もちろん計画で決まっているところもあるのかもわかりませんが、ただ、まちあるきを今回も予定しておりますので、その中でご発言していただいても構いませんし、あるいはこの会議の中で感じておられること、気づいておられることをご発言いただくとありがたいと思えます。

委員

障がい者の立場から言いますと、バリアフリー基本構想ということで、

より動きやすくなるということを思います。ただ、私の方はその一歩先です。動きやすくなって、このところに我々障がい者を含めて高齢者もともに集える場所が欲しいです。共生というのが私の今のテーマになっています。障がい者だけでは生きられない。あと、なおかつ、一般健常人でもこの頃ひきこもりというのが増えています。ですから、そういう方と一緒に、子どもから全部含めて、せっかくここまで動きやすくなったのであれば、せめてこのところにそういう場所をつくってもらいたいと。

といいますのが、例えばですが、集いの場所をつくって欲しいと言って、結局だめでした。理由は、夕方4時か5時で閉める。ということで、こちらとしては、夜7時か8時ごろまで開ける場所が欲しいと言ったのですが、それはもう閉めるからだめだと。J R 芦屋という一番色々な人が集まる場所ですので、幼稚園の子供、小さい子から高齢者まで、その中に障がい者も入れてということで公共のところで、ぜひそれを入れていただきたい。

19ページで、3階で公益施設ということで、どういうものになるのか決まっているのですか。

事務局

公益施設については、まだ詳細については決まっておりません。ただ、先ほど委員がおっしゃられましたように、多世代交流・多文化交流というところを1つの方針として掲げておりますので、委員の望まれるような場所にもしていきたいと考えております。

委員

それともう1つ、その前のページのところで再開発ビルがあります。この中には公共施設的なものは考えているのですか。

事務局

この再開発ビルの3階に公共施設を予定しています。

委員

わかりました。ぜひ交流できる場所を公共で。時間帯も夕方6時で閉めないように。よろしくお願いします。

会長

交流、集える場所ってすごく大事な場所ですね。

委員

今までの計画が来年までで、また次の新しい計画をつくと教えていただいたのですが、芦屋市総合交通戦略というのはどういう形のものでしょうか。J R 芦屋駅の駅舎改良の図もそれに載っていると思いますが、これはまた別のものですか。

事務局

まず、芦屋市総合交通戦略につきましては、平成30年度から平成40年度までの計画となっています。芦屋市の全体の交通状況を主体に書いている計画であり、その中で再開発を割と詳しく目に載せていますので、抜粋をさせていただきます。

芦屋市全体の計画としましては、総合計画というものが主体になってきます。その下に芦屋市のまちづくりを主体とする計画としまして、都市計

画マスタープランというものがあります。非常にわかりにくくて申しわけないのですが、芦屋市の市政全体を引っ張っていく指針となるものとして考えていただければと思います。

先ほどご説明しましたように、総合計画とマスタープランにつきましては32年度で目標年次が一旦終了しますので、これをまた改めて次の年度につなげていくような計画調整を所管の方で行っているところです。

委員

エレベーターに関しては、北側は今までどおりですか。駅のエレベーターというのは改札を出てからあるのですか。モンテメールのところにエレベーターがあると思うのですが、あれはモンテメールのエレベーターですか。

事務局

駅の北側のエレベーターにつきましてはモンテメールの中のエレベーターになります。この位置の変更とか増設ということは現時点では計画していませんが、運営時間、運用時間の変更については、各方面から今ご意見をいただいているところですので、再開発事業関係なく、今すぐにも変更もしくは時間の延長ができるように、現在JRさんと協議をさせていただいているところです。

委員

モンテメールの改装をしていますが、オープンした頃には、エレベーターの時間が延びないですか。いつごろを目途にされるのですか。

事務局

JRさんの協力がないと難しい事業ですが、現時点では、JRさんの方では前向きに検討いただいているということでご回答をいただいています。引き続き協議してまいります。

委員

JR芦屋駅の南側がずっと工事ばかりで、色々なところを回らないといけなかったりするのですが、工事をずっとされるのであれば、階段のところを何か一部スロープにするとか、全て階段というのが本当に困ります。3段、4段の階段でも結局は行けないので、半分スロープにするとか、そういうのは、この駅周辺、北側も全てするということは難しいのでしょうか。

事務局

北側の方につきましては、おっしゃるとおり色々な課題がございますので、まちあるき等を含めてここでさまざまなご意見をいただきたいと思いますと思っています。

今行っている工事に関連するところについては、随時市民さんとか他の利用者の方からご意見をいただいておりますので、直せるところはどんどん直して行って、安全が確保できるように。例えばJRの駅を降りてすぐ南側の横断歩道に至る歩道の切り下げの部分につきましては、これまでも少し段差があったのですが、やはり危ないというご意見をいただきまして、JRさんのご協力もいただいて、そこをバリアフリー仕様というよ

うな対策もとらせていただいております。

今後そういった随時必要な対策については、できるだけスピーディーに対応させていただきたいと考えています。

委員

わかりました。

あと、まちあるきはこの協議会のメンバーで歩くのですか。

事務局

また事務局からご提案をさせていただきますが、基本的には利用する方の視点に立って、我々職員も同行させていただいて、まちの課題を抽出するという目的ですので、お声かけはさせていただく形になるかと思いますが、中々皆さんご都合があるかと思しますので、できるだけ多くの方が揃えるような日時を設定させていただいて、またご提案させていただきたいと考えております。

委員

精神障がい者の場合は特にバリアでどうこうということでないのですが、やはりメンタル的に癒やしコーナーというのか、そういうのをとどころにつくって、ちょっとほっとできるようなものがあれば良いです。はっきりどんな風なというのはありませんが、そういうのも考えていただけたらと思いました。

会長

癒やしコーナー、良いですね。

委員

現在南側の方が先行工事されています。そして、タクシー乗り場もないです。フェンスをしたままですね。その現状は、市民等から苦情とか要望とかは市役所には連絡は入っていますか。行ってみたらタクシー乗り場がなかったとか、ガードマンの誘導がどうか、そういう苦情的なものが来ていますか。

事務局

市民の方から幾つか苦情はいただいておりその旨、JRさんにもきちっとお伝えをしまして、今後できるだけ対応させていただくという旨の回答も苦情のあった方に対してはさせていただいております。

委員

案内とか、その苦情に対しての処理とか、そういうのも張り紙等をされていますか。

事務局

案内につきましては、現時点でもJR駅構内にはJRさんのほうで設置していただいておりますが、わかりにくいというお声もございしますので、そういった対策も含めまして今JRさんの方で協議、検討していただいているところだと聞いています。

委員

JRというよりも行政の方だと思います。各市町村から芦屋に来られた人が、今まで南側にはバスもタクシーもありましたということで行ってみたら全然タクシーもないとか、またエレベーターで上がって北のほうに行くとかいう形で、何か改札を出た前にそういう案内がないと。どうして良いかわからないという人が、よく私のところには相談として話が入ってき

ます。それに対してその対応とかは行政はされているのかなど。そして、横断歩道を渡っているときにガードマンがいなかったとか、そういう問題が出ています。だから非常に危ないということで、その辺の対応ができてくるのかなと思いました。最近私もJR芦屋駅の方には行ってないので、また近々行ってみたいと思っています。

先ほどモンテメールのエレベーターの件があったのですが、これはもう先行でして欲しいです。南側のエレベーターは始発から終電時間まで動いています。ところが、北側に行く人は、南のほうへ回らないといけません。北側にバスとかで来たときに往生しているらしいです。以前から言っていますモンテメールの方との事前打ち合わせで始発から終電まで動かして欲しいと。今は7時から22時までしか動いていないみたいです。

それと、欲を言えば音声にして欲しいです。私も何回か乗りましたが、何階に着いているのか全然わかりません。時間調整をしてもらえれば音声でしゃべるようなこともしてもらいたいです。点字については、点字が読める人は良いけど、読めない人もいっぱいいるので。ただ、何階に下りているのか全然わかりません。

それと、誘導タイルというのが皆さんは多分左側通行ということを知らないでしょう。誘導タイルを真ん中にして、常に左側を歩いています。対面から来た人と正面衝突して、ぶつかって怪我する人がいっぱいいます。よって、誘導タイルというのは左側通行と決まっています。タイルの上でぶつからないように。立ち止まらないようにというのがあるのですけれど。

あと、誘導タイルの山が高過ぎます。車椅子、ベビーカー、車椅子でも腰の悪い人はあのガタガタというところでもかなり痛いらしいです。パチンコ球の半分になったようなものがあります。もしタイルを張るのであれば、先に私ら視覚障がい者に触らせて欲しい。そして、どこの位置につけるといっても相談してほしい。そうしないと誘導タイルを外せという苦情が来ます。あんたのためにつけてもらっとるのやとかいうことを市民の人にも言われます。そして、高齢者とかちょっと足の不自由な方が躓いたりとか、ピンヒールを履いた人が足を捻挫したとか言って、外してくれということで苦情が来たことがあります。今はもう大体頭がみんなカットされているので、ちょっと平らになっているのですが、それでもまだ7ミリ、8ミリあります。5ミリぐらいあれば足の裏だったら十分わかりますので、その辺もちょっと考慮して欲しいなということで、お願いいたします。

会長

先ほどから出ていますように、工事中のバリアフリーとか情報の保障というところは、色々なところと調整しながら、通れるところはこの期間は

こういう形で通行できるとか等が伝わるようにしていただくと良いかなと思います。

委員

色々と芦屋駅の改良の件につきましてはご意見いただいていると伺っています。

仮囲いを設置して工事をしないといけないということで、使い勝手が悪くなったりとか、ちょっと回り道をしないといけない状況となっており、健常者の方が回り道をするのであれば、別に問題はないと思うのですが、そこに車椅子の方や視覚障がい者の方など色々な方がいらっしゃいますので、ご意見をいただきながら、少しでも改善できるように知恵を出し合いながらやっているのですが、ただ、全てが全てできるかと言われると、中々難しい。例えば案内をきちっとさせていただくとか、誘導員の配置とか、中々行き届かないところがあるかもわかりませんが、そこは関係者一同知恵を出してやっています。

先ほどのモンテメールの話もございましたが、やはり商売をしながら進めているというところもありますので、そこは色々な施設に対しての費用であるとか、色々検討しながら、協議しながら進めているところでございます。明日からできるかという話にはならないかもわかりませんが、これからも色々のご意見いただければと思っております。

委員

先ほどの資料にもありましたように、当社の芦屋市域のターミナル、特に鉄道駅は、阪急線、阪神線、JR線がありますが、JR芦屋駅、北側、南側含めてですけれど、一番ご利用いただいている停留所になります。今回そこが基本構想の策定エリアになっているというところで、バスは、ハード面というところでは、ノンステップバスの導入が施設には大きいところになってきますが、旅客案内というところでは、これはソフト面で取り組んでいかなければならないと考えておりますので、今後ともこういったハード面の整備とソフト面のところを、徐々にという形にはなるかもしれませんが、努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員

先ほども話がありましたけれども、JR芦屋駅南側の関係で、警察のほうにも、客待ちするタクシーの駐車場所がなくなったという関係で、今度そのタクシーが路上に出て横断歩道の直近で停めて降りるということで、苦情も寄せられていますし、そういう取り締まり情報も入っているところですので。

正直なところ、警察も24時間そこに張りついておくことができないような現状ですので、南でタクシーに乗るお客さんがいなければ、その客待ちするタクシーの車自体も減ってくると思っておりますので、警察の方からも、取り締まりもしているのですが、中々なくなっていないというのが現状です

ので、またその辺の掲示を見やすいように警察の方からもよろしくお願
したいと思います。

また、北側ですが、今、違法駐車が非常に多くて、実際重大事故も発生
しています。今年度もしくは来年度4月までには、三井住友銀行の南北道、
あと、交番から東西道路は今、駐車禁止規制をかけているのですが、そこ
も一帯駐停車禁止規制をかけるべく、現在進めています。

身体障がい者の除外表示をお持ちの方は駐車規制のところでは止めら
れます。ただ、駐停車禁止をかけてしまうと、もう法的な除外規制がなく
なりますので、止められなくなります。ただ、北側のロータリーは駐車規
制のままで行く方向で今進めています。ちょっと懸念されるのが、果た
して身体障がい者をお持ちの方があのロータリーだけの容量で収まるの
かと。実際、兵庫県では身体障がい者の交付をしているのが非常に多いの
で、そこであふれ返ってしまわないかなというのが、懸念されるところで
す。ただ、駐車飽和状態というのがあり、規制の見直しを今進めていま
すので、頭の片隅に置いていただければと思います。

会長

夕暮れ時が非常に危ないという、特に高齢者の方とかいわゆる交通弱者
と言われている方の事故の問題と、やはり駅ですので、高齢者あるいは障
がい者の方がそこで駐車をして乗り降りをする際のスペースといいます
か、待合のところも含めましてどう考えたら良いのかという貴重なご指摘
いただきました。

委員

一般的な話になりますけれども、会長からも言われましたが、2006
年に今のバリアフリーの基本法ができた。私はその2年前から業務でそ
の基本法の策定について色々調べましたけれども、その当時の人間という
のは、バリアフリーの基本法が求めているものというのはわかっています。
ところが、今の我々の職場の若い人間は、それが必要だというのが当
たり前になって、それを求めているものというのは全然勉強しないので
す。例えば歩道の段差1つとっても、盲人に求められている段差と、それ
から、いわゆる車椅子に求められている段差とは全然違います。絶対に2
センチ必要です。あれは盲人からすると、2センチあるから歩道にいるの
か車道にいるのかがわかると。ところが、車椅子のほうからすると、2セ
ンチもつけてくれるなど。

ところが、いわゆる100点じゃないけれども最大公約数のということ
でできたのがあの法律です。それを知らなくて、段差のない歩道をつけて
いる例があります。それは、間違えているよと。それは車椅子から見ると
それは良いかもわからないけれども、盲人から見たら、絶対段差は少
しでも要るんです。そういうのがだんだんわからなくなっている。

実際について最近あったのですが、ある自治会から、うちの自治会から盲人の方が1人もいなくなったので、点字ブロックを全部取れという苦情が来ました。要望書が来ました。たまたまいなくなったかわからないけれど、いつ自分がその立場になるのか、自分の家族がその立場になるのかかわからないだろうと。それを話してもわかってもらえないのです。やはりこれはもう1回最初に戻って、いわゆるバリアフリーの必要性というのは健常者側からもきちっと勉強していかなければいけないのかなというものを十分感じました。

もう1つは、2006年当時は極端な話を言えば、いわゆる健常者と盲人の2つのグループでした。ところが、今は第3のグループができています。高齢者です。これは必ず増えてきます。いわゆる認知症が入ってきます。

私が病気をした関係でお医者さんと非常にお付き合いが増えまして、医者が曰く、今90歳まで生きると言われているけれども、生きられるかと。今90歳で生きている人間というのはその年代の人の1.3%だと。同じ年に生まれた人間の中で90歳を迎えているのは今1.7%だと。100人居たら2人いるかいないかだと。それがどんどん伸びても3%には多分ならないだろうと。そうすると、90歳になったときに、100人居た同級生が、一番延びても3人しか居ないと。その3人のうちに健常者で生きられるのは多分1人だと。残り2人は病院で生活し、その1人も認知症にかからない可能性があるのは多分ないのだと。人間というのは必ず痴呆症にはなるのだと。そうすると、自分としてどのような形で生活するのかなと。多分今のままでは生活できないのかなと。

それで、我々道路管理者として、どんどん道路をつくってきました。便利になりました。その反面、皆さんが車を持つようになった反面、バスがだんだんなくなってきました。ところが、高齢者になって車も運転できない。そうすると、自分がどこにも行けなくなっている。芦屋市あたりでは考えないですが、淡路島なんかに行くと、びっくりするぐらいバスがなくなっています。こんなところに多分住んでいられないなど。それも大きなバリアだと。そうすると、バリアそのものをもう1回考えないと。実際に私の場合は自分がやったことが多分5年、10年でUターンしてくるので、もう1回一から何か考え直さないといけない。その段階で若い人にどのような形で勉強させていくのかというのは、今一番大事です。

物をつくるのは簡単です。ところが、今度はソフトのほうです。どのような形で勉強していくか、認識していくかというのが非常に大事な時期になっているのではないか。その中で、我々職場で何ができるのかなという

のは非常に今大きな課題だというのは私が今感じているところです。

会長

心のバリアフリーですとか、今ご指摘いただいたように、法律とか制度、そういうものができてガイドラインとか色々ありますが、その中身の哲学というか、そこを伝えていかないと、本当に最低ラインの基準だけになってしまうというところもあるかもわかりません。

委員

基本構想策定のスケジュールの3-1ページのところで、一番右の本協議会というのがあって、第5回まで行ったときに、最後、基本構想(案)の説明などとあり、その左側で基本構想の作成とありますが、最終的に当然基本構想は市さんが作成されるのですが、作成した後、協議会へのフィードバックとか、その辺がどうなるのかということをご確認お願いしたいと思います。

事務局

基本構想を策定した後も、スパイラルアップと言いまして、その基本構想に基づいた取り組みをどう進めていくのか、基本構想そのものの定期的な見直しをどうやっていくのかといったことが今後必要になってきますので、今後の話にはなりますが、できましたら引き続き本協議会の皆様にはそういったところも含めてご協力いただいたいと考えております。

委員

わかりました。第5回で終わりということではなく、引き続きがありますよということで良いですか。

事務局

そうです。

会長

県の方でユニバーサル社会づくりということで、そういう形でも進めております。色々な形でまたご指摘いただければと思います。

委員

芦屋市ではバリアフリーを結構進めています、まだまだ足りないところもあるのかなと思っています。それで、よくJRの北側とか阪急芦屋川の駐停車のお叱りを受けます。

やれることがあれば何でもやりますという気持ちではありますが、抜本的なことは、中々できません。それで、1回ちょっとどんな方が停めておられるのかなと見てみると、お父さんのお迎えとか子供のお迎えという方で、本当にお体が悪い方が近くで停めているのであればわかるのですが、そうではないということで、ハードだけではなく、やはり市民の皆さん全体で考える問題もあるのかなと思っています。ハードでできることは優先すべきとは思っていますので、また色々教えていただけたら幸いです。

会長

ハードもソフトの部分も両方大事だということです。よろしく願いいたします。

委員

高齢者も障がい者につきましても、福祉部の方でまずは色々お聞きしますが、今日新たにお聞きしていないこともございましたので、その点につきましては、行政縦割りと言われますが、横の連携が大事だと思っています。

すので、必要に応じて今後連携を密にとっていきたいと思ひます。

まちあるきがあるということですので、ただ、時期的に少し寒い時期ですので、もし障がいのある方とか高齢者に来ていただく場合には、できるだけ時間帯とか留意していただけたらありがたいと思ひます。

それから、冒頭、副会長からの、これはあくまでもバリアフリーの基本構想ですけれども、ソフトも含めて考えていかなければいけないとおっしゃってしまひて、バリアフリー、障壁を取り除くだけではなくて。事務局からもユニバーサルの観点からと言ひていましたので、その辺も具体的な施策、具体的な取り組みはバリアフリーとユニバーサルだと思ひますけれども、あくまでもノーマライゼーションの実現のためという理解をしますので、そういう観点からこの会議を進めていけたらと思ひていますので、よろしくお願ひいたします。

会長

言葉は違ひていても、おそらく目標というか、ゴールは同じなのかなと思ひます。

副会長

色々と思見を聞かせていただきまして、何点か気づいた点があるのでお伝えしたいと思ひます。

まず、市民委員の方は、とても遠慮をされて発言されているなと感じましたので、ぜひ遠慮をされずにどんどん発言していただきたいと思ひます。その中で、例えばどこまで意見できるのかというご質問があったと思ひますが、実際に車椅子を介助しながらしていると移動距離が長くなったりエレベーターがわからなかったりというのは、そういうのはやはり利用者のご意見が中々その整備に反映されてないからそうなるのですよね。だから、ぜひ今回のこの機会というのはとても良い機会なので、皆さんそれぞれが代表でご参加されていますけれども、ご自身の意見プラス皆さんが関わられている方のご意見をできるだけたくさん聞いていただいて、この場で発言していただきたいと思ひます。

ただ、その発言を促すには、やはり何を発言したら良いのかというのをうまく事務局が資料等で示さないと、発言というのは引き出せないと思ひます。例えば専門用語がわかりにくいというお話がありましたけれども、国のほうもガイドラインなどでイラストなどを使ってわかりやすく説明している資料も発行しています。そういうのも有効活用して、できるだけ専門でなくてもわかるような表現で資料はつくっていただきたいと思ひました。

そして、それを実際にやはり現場で確認するというのが大事だから、今度まちあるきを実施しますけれども、当事者の方の参加をできるだけ1人でも多くの方、例えば同じ車椅子ユーザーでも人によって全然違うので。

そういう意味で多様な方にご参加いただきたいということと、先ほど国土交通省の方から若い方の育成がというお話があったので、そこに参加される関係事業者の方も、委員だけでなく、この機会に直接意見が聞ける貴重な場だと思っておりますので、関係事業者の方からも多数の参加をされると良いのではないかと思います。

そして、今現在、既にJR芦屋駅の工事が始まっているということですが、例えば視覚障がい者誘導用ブロックをどう敷くのかというのは、やはりその空間ごとで、基準どおりにはいかないところがあるたくさんある中で、多分専門家として設計されている方や工事施工の方が考えて敷いてはいらっしゃるのですけれども、そこにユーザーの意見をきちっと確認、事前にしておくということが、つくってしまった後に、ああ、こうじゃなかったのとならないようにするための手段だと思っておりますので、ぜひ工事施工にも当事者参加というのを、せっかくこれだけ大規模に改築するときですから、入れていただけたらと思います。

そして、最後、これは移動を円滑化するための検討会ですけれども、移動は手段であって目的ではないのですね。やはりバリアフリー法も改正されて、目的先の建築物なども整備計画の対象になっていますので、集える場所をとというご意見もありましたけれども、こういった活動が、皆さんが真の社会参加ができるようになるのか、それを支えるための計画としてこれがあると思っておりますので、そういった視点で幅広くご意見いただけたらなと思っておりますので、引き続きどうぞよろしく申し上げます。

会長

私のほうから1点だけ。今回ちょうど良い機会ですので、それぞれの方々にヒアリングをしていただいて、今日も交通事業者の委員の皆さんにご発言していただく中で、それぞれの団体とか委員で取り組んでおられることも結構あるわけですね。ただ、中々それが伝わっていない。もちろん芦屋市さんも色々やっておられるのですけれども、そういうことも含めて取り組んでいることも随時ヒアリングのときに収集できたら良いのかなと思っております。

それと、本当にこの1時間半とか2時間の限られた時間の中では中々ご発言する機会も限られた形になってしまいますので、今日ご発言いただけなかった部分とか気がつかれた部分をもしご意見ありましたら、ぜひ事務局の方までよろしく願いいたします。

8 その他

会長

それでは、次第8にありますその他としまして、事務局から何かありま

すでしょうか。

事務局

日程調整を改めてメール、ファクス等でさせていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

会長

ありがとうございました。

9 閉 会

会長

それでは、本日の協議会は以上でございます。

委員の皆様、本当に熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。本日はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。